

国立天文台幹事会議規則

平成16年4月1日

国天規則第2号

(設置)

第1条 国立天文台に、国立天文台幹事会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 会議は、台長の求めに応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 予算・人事・研究・教育等国立天文台の事業運営に関わる重要事項
- 二 企画会議から提案された事業運営に係る以下の重要事項
 - イ プロジェクト室及びセンターの設置改廃に関する事項
 - ロ 承継職員及び年俸制職員の配置等重要な人事計画に関する事項
 - ハ 重要な施設・設備の計画・整備に関する事項
- 三 その他台長が運営に関し必要と認める重要事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 台長
- 二 副台長
- 三 技術主幹
- 四 研究連携主幹
- 五 事務部長
- 六 教授、技師長及び特任教授のうちから台長が指名した者 5人程度

(任期)

第4条 前条第6号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の構成員に欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 会議に議長を置き、総務担当の副台長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(開催)

第6条 会議は定期的開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

(議事)

第7条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 会議は、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、事務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月15日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。